

【ニュース】「生産性向上設備投資促進税制」対象商品のご案内

2016/7/15

生産性向上設備投資促進税制とは

2014年1月20日に施行された産業競争力強化法に基づく優遇税制です。「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入した際に、税制措置が受けられます。当社ではお客様からご依頼をいただいた場合に、当社対象商品の証明書発行手続きを行います。

詳細については、経済産業省のWebサイトをご確認くださいませようお願いいたします。

[▶経済産業省 Web サイト 生産性向上設備投資促進税制ページ](#)

対象期間および優遇内容

対象期間

2014年1月20日～2017年3月31日

優遇内容

対象企業の資本金	最新モデル	旧モデル
1億円超	税額控除 5% (最大) または 即時償却 (※1)	—
3,000万円超～1億円以下	税額控除 7% (最大) または 即時償却	
3,000万円以下	税額控除 10% (最大) または 即時償却	

(※1) 2016年4月1日～2017年3月31日の期間は、税額控除 4% (最大) または特別償却 50% になります。

税額控除 5%とは

当期に支払う法人税等から、対象商品の取得価額の 5% (2016年4月1日から 4%) 相当額がさらに控除されます (差し引かれます)。ただし、本税制による控除額の上限は、当期の法人税額等の 20% です。

対象商品

2016年7月現在の対象商品です。新商品発売などにより変更となる場合があります。選択する搭載レーザーで対象とならないことがあります。仕様も含めご相談ください。

装置

商品カテゴリ	モデル	形式
レーザートリマ	最新モデル	SL436R
		SL432R
		SL436S
	旧モデル	SL436G/H/K シリーズ
SL432G/Hシリーズ		
レーザー溶接機（ランプ）	最新モデル	M801F シリーズ
	旧モデル	M801C シリーズ
LD ダイレクト加工機	最新モデル	M710A/B シリーズ
	旧モデル	(SL114/115/116/117 シリーズ) (※2)
ファイバレーザー加工機	最新モデル	M720A シリーズ
	旧モデル	(M802/M803/M806 シリーズ) (※3)

(※2)ランプ励起連続発振レーザー

(※3)ランプ励起パルス発振レーザー

手続き方法

税制措置を受けられる場合は、当社の営業担当へご依頼ください。当社が工業会等へ証明書の申請手続きを行い、交付された証明書をお客様へお渡しいたします。お客様は税務申告の際に、確定申告書等にその証明書を添付して、所轄の税務署でお手続きください。